

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分		受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)		
2	児童 手当分	計		10,587	123,628	10,000	1,236,280
		3歳未満の児童	被用者	1,872	42,438	15,000	636,570
			非被用者	219	2,968	15,000	44,520
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	5,161	78,565	10,000	785,650
			被用者 (第3子 以降)		12,004	15,000	180,060
			非被用者 (第1 子・2子)	672	10,166	10,000	101,660
	中学校修了前の 児童	非被用者 (第3子 以降)		2,203	15,000	33,045	
		被用者	2,340	30,554	10,000	305,540	
	特例 給付分	計		433	6,485	5,000	32,425
		3歳未満の児童	被用者	27	376	5,000	1,880
			非被用者	13	188	5,000	940
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	177	2,625	5,000	13,125
被用者 (第3子 以降)				490	5,000	2,450	
非被用者 (第1 子・2子)			30	317	5,000	1,585	
中学校修了前の 児童	非被用者 (第3子 以降)		118	5,000	590		
	被用者	171	2,181	5,000	10,905		
3	児童 手当分	計		10,551	122,847	10,000	1,228,470
		3歳未満の児童	被用者	1,882	41,229	15,000	618,435
			非被用者	193	2,604	15,000	367,005
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	5,127	77,947	10,000	779,470
			被用者 (第3子 以降)		12,077	15,000	181,155
			非被用者 (第1 子・2子)	654	9,820	10,000	98,200
	中学校修了前の 児童	非被用者 (第3子 以降)		2,081	15,000	31,215	
		被用者	2,380	30,988	10,000	154,940	
	特例 給付分	計		442	6,420	5,000	32,100
		3歳未満の児童	被用者	21	287	5,000	1,435
			非被用者	14	184	5,000	920
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)	189	2,586	5,000	12,930
被用者 (第3子 以降)				494	5,000	2,470	
非被用者 (第1 子・2子)			38	465	5,000	2,325	
中学校修了前の 児童	非被用者 (第3子 以降)		115	5,000	575		
	被用者	166	2,111	5,000	10,555		
		非被用者	14	178	5,000	890	

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分		受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)		
4	児童手当分	計	10,302	121,142	10,000	1,211,420	
		3歳未満の児童	被用者	1,802	39,888	15,000	598,320
			非被用者	176	2,299	15,000	34,485
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者(第1子・ 2子)	5,089	77,339	10,000	773,390
			被用者(第3子 以降)	648	11,811	15,000	177,165
			非被用者(第1 子・2子)	648	9,462	10,000	94,620
	中学校修了前の 児童	非被用者(第3子 以降)	2,277	2,013	15,000	30,195	
		被用者 非被用者	2,310	30,308	10,000	151,540	
	特例 給付分	計	342	5,482	5,000	27,410	
		3歳未満の児童	被用者	17	271	5,000	1,355
			非被用者	9	170	5,000	850
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者(第1子・ 2子)	167	2,404	5,000	12,020
被用者(第3子 以降)			15	383	5,000	1,915	
非被用者(第1 子・2子)			15	323	5,000	1,615	
中学校修了前の 児童	非被用者(第3子 以降)	126	62	5,000	310		
	被用者 非被用者	126	1,731	5,000	8,655		
5	児童手当分	計	10,027	118,298	10,000	1,182,980	
		3歳未満の児童	被用者	1,744	38,693	15,000	580,395
			非被用者	177	2,301	15,000	347,745
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者(第1子・ 2子)	5,015	76,399	10,000	763,990
			被用者(第3子 以降)	630	11,347	15,000	170,205
			非被用者(第1 子・2子)	630	9,280	10,000	92,800
	中学校修了前の 児童	非被用者(第3子 以降)	2,170	1,862	15,000	27,930	
		被用者 非被用者	2,291	28,772	10,000	143,860	
	特例 給付分	計	313	4,904	5,000	24,520	
		3歳未満の児童	被用者	17	231	5,000	1,155
			非被用者	6	95	5,000	475
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者(第1子・ 2子)	142	2,118	5,000	10,590
被用者(第3子 以降)			18	403	5,000	2,015	
非被用者(第1 子・2子)			18	284	5,000	1,420	
中学校修了前の 児童	非被用者(第3子 以降)	122	56	5,000	280		
	被用者 非被用者	122	1,617	5,000	8,085		
		8	100	5,000	500		

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分		受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)		
6 (法改正前)	児童手当分	計	9,685	102,330	10,000	771,300	
		3歳未満の児童	被用者	1,741	15,195	15,000	378,000
			非被用者	154	1,436	15,000	227,925
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者(第1子・ 2子)	4,783	49,904	10,000	499,040
			被用者(第3子 以降)	581	7,427	15,000	111,405
			非被用者(第1 子・2子)	581	5,925	10,000	59,250
	非被用者(第3子 以降)		2,133	1,142	15,000	17,130	
	中学校修了前の 児童	被用者	2,133	18,744	10,000	187,440	
		非被用者	293	2,557	10,000	25,570	
	特例 給付分	計	368	3,409	5,000	17,045	
		3歳未満の児童	被用者	21	156	5,000	780
			非被用者	5	46	5,000	230
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者(第1子・ 2子)	160	1,435	5,000	7,175
			被用者(第3子 以降)	19	288	5,000	1,440
			非被用者(第1 子・2子)	19	183	5,000	915
非被用者(第3子 以降)	151		30	5,000	150		
中学校修了前の 児童	被用者	151	1,179	5,000	5,895		
	非被用者	12	92	5,000	460		
6 (法改正後)	児童手当分	計	13,192	33,028	15,000	50,985	
		3歳未満の児童	被用者 (第1子・第2子)	1,739	3,144	15,000	47,160
			被用者 (第3子以降)	165	634	30,000	19,020
			非被用者 (第1子・第2子)	165	255	15,000	3,825
			非被用者 (第3子以降)	313	103	30,000	3,090
		3歳以上小学校修 了前の児童	被用者 (第1子・第2子)	5,204	12,962	10,000	129,620
			被用者 (第3子以降)	636	2,290	30,000	68,700
			非被用者 (第1子・第2子)	636	1,511	10,000	15,110
			非被用者 (第3子以降)	2,360	358	30,000	10,740
		中学修了前の児童	被用者 (第1子・第2子)	2,360	4,522	10,000	45,220
			被用者 (第3子以降)	313	598	30,000	17,940
			非被用者 (第1子・第2子)	313	582	10,000	5,820
		高校生年代の児童	非被用者 (第3子以降)	308	94	30,000	2,820
			被用者 (第1子・第2子)	2,467	5,036	10,000	50,360
			被用者 (第3子以降)	308	268	30,000	8,040
非被用者 (第1子・第2子)	308		621	10,000	6,210		
		308	50	30,000	1,500		

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分		受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)			
7 (法改正前)	児童手当分	計		2	40	10,000	80	
		3歳未満の児童	被用者		0	0	15,000	0
			非被用者		0	0	15,000	0
		3歳以上小学校 修了前の児童	被用者 (第1子・ 2子)		2	8	10,000	80
			被用者 (第3子 以降)		0	32	15,000	480
			非被用者 (第1 子・2子)		0	0	10,000	0
	非被用者 (第3子 以降)		0	0	15,000	0		
	中学校修了前の 児童	被用者		0	0	10,000	0	
		非被用者		0	0	10,000	0	
	特例 給付分	計		3	16	5,000	80	
		3歳未満の児童	被用者		0	0	5,000	0
			非被用者		0	0	5,000	0
3歳以上小学校 修了前の児童		被用者 (第1子・ 2子)		1	8	5,000	40	
		被用者 (第3子 以降)		0	0	5,000	0	
		非被用者 (第1 子・2子)		0	0	5,000	0	
	非被用者 (第3子 以降)		0	0	5,000	0		
中学校修了前の 児童	被用者		2	8	5,000	40		
	非被用者		0	0	5,000	0		
7 (法改正後)	児童 手当分	計		12,967	163,817	15,000	250,965	
		3歳未満の児童	被用者 (第1子・第2子)		1,683	15,464	15,000	231,960
			被用者 (第3子以降)		0	3,252	30,000	97,560
			非被用者 (第1子・第2子)		155	1,267	15,000	19,005
			非被用者 (第3子以降)		0	524	30,000	15,720
		3歳以上小学校修 了前の児童	被用者 (第1子・第2子)		5,051	63,438	10,000	634,380
			被用者 (第3子以降)		0	11,108	30,000	333,240
			非被用者 (第1子・第2子)		608	7,348	10,000	73,480
			非被用者 (第3子以降)		0	1,700	30,000	51,000
		中学修了前の児童	被用者 (第1子・第2子)		2,403	22,595	10,000	225,950
			被用者 (第3子以降)		0	3,146	30,000	94,380
			非被用者 (第1子・第2子)		313	2,878	10,000	28,780
			非被用者 (第3子以降)		0	503	30,000	15,090
		高校生年代の児童	被用者 (第1子・第2子)		2,454	25,867	10,000	258,670
			被用者 (第3子以降)		0	1,358	30,000	40,740
			非被用者 (第1子・第2子)		300	3,145	10,000	31,450
			非被用者 (第3子以降)		0	224	30,000	6,720
						10,000	30,000	1,252,710

児童手当の受給者数および支給状況

各年度 1月31日現在

年度・区分	受給者数 (人)	受給延児童数 (人)	1人当たり 手当額 (円)	総額 (千円)
-------	-------------	---------------	------------------	------------

資料：子育て支援課

(注)

- ・被用者 原則として厚生年金保険等の被用者年金保険制度における被保険者、組合員または団体職員の範囲
非被用者 被用者または公務員でない者
- ・受給者数は、3歳未満と3歳以上小学校終了前と小学校終了後中学校終了前の児童を養育している場合は、それぞれに計上している。
- ・「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の制定に伴い、平成23年10月から3歳未満の全児童及び3歳以上小学校修了前までの第3子に係る手当月額が15,000円、3歳以上小学校修了前までの第1・2子及び小学校修了後中学校修了前までの全児童に係る手当月額が10,000円に改正された。
- ・「平成24年改正児童手当法」の施行に伴い、所得制限が設けられ、所得制限により手当を受けられない方に対しては、特例給付金として児童1人につき5,000円の給付を当面の間、行うこととなった。
- ・令和4年6月1日施行の児童手当法一部改正に伴い、所得上限が設けられ所得上限以上の方は支給対象外（令和4年10月支給分から）となった。
- ・令和6年10月1日施行の児童手当の抜本的拡充のための児童手当法の改正を含む「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」に伴い、令和6年12月支給分から以下の内容が改正された。①所得制限の撤廃、②支給期間を高校生年代まで延長、③第3子以降の支給額を3万円とする、④支払月を隔月（偶数月）の年6回とする、⑤多子加算の算定年齢の拡充（多子加算のカウント方法については、従来の取り扱いを見直し、進学か否にかかわらず22歳年度末までの上の子について親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする。）